

## ○水俣市競争入札心得

(趣旨)

**第1条** 水俣市の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、水俣市契約事務規則（令和2年規則第12号。以下「規則」という。）その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

## **第2条** 削除

(一般競争入札参加の申出)

**第3条** 一般競争入札に参加しようとする者は、規則第3条の公告（以下「入札公告」という。）において指定した期日までに、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを確認することができる書類並びに当該公告において指定した書類を添え、契約担当者（規則第2条第4号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

**第4条** 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行の際、入札見積額の100分の5以上の入札保証金を納付し、又は入札保証金に代わる担保を契約担当者に提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

- 2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証金保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証金保険契約に係る保険証券を契約担当者に提出しなければならない。
- 3 入札参加者は、入札保証金を納付し、又は入札保証金に代わる担保を提供する場合は、封筒に必要事項を記入して出納員（水俣市会計事務規則（令和2年規則第11号。以下「会計事務規則」という。）第7条に規定する出納員をいう。以下同じ。）の面前において密封し、かつ、封印して提出しなければならない。この場合において、出納員は預り証を交付するものとする。
- 4 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。
- 5 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者以外の者に対しては入札執行後に、その預り証と引換えにこれを還付し、落札者に対してはその預り証と引換えに領収証を交付する。

- 6 落札者が、第14条第1項の期間内に契約書（建設工事にあつては公共工事請負契約書（様式第1号）。調査、測量、設計等にあつては別に定めた様式。以下同じ。）の案を提出しないときは、入札保証金又は入札保証金に代わる担保は市に帰属する。

（入札等）

- 第5条** 入札参加者は、予定価格、仕様書、図面、契約書の案、現場等（以下「仕様書等」という。）を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書等については疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- 2 入札書は、入札書（様式第2号）により作成し、入札公告又は規則第11条に規定する通知（以下「指名通知」という。）に示した日時までに提出しなければならない。この場合において、工事名、業務名又は入札名、商号及び代表者名を記入した封筒に封入するものとする。
- 3 入札書は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であつて、契約担当者の承諾を得たときは、郵便により提出することができる。
- 4 入札書は、競争入札を郵便により実施するときは、郵便により提出しなければならない。
- 5 入札参加者は、代理人に入札を委任するときは、委任状を持参させなければならない。ただし、あらかじめ委任状を提出してある場合は、この限りでない。
- 6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- 7 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があつた後2年間入札代理人とすることはできない。
- （1） 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - （2） 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は不正の利益を得るため連合した者
  - （3） 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - （4） 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - （5） 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 8 入札者は、入札書を提出した後は、開札の前後を問わず引換え又は取消しをすることはできない。
- 9 入札者は、あらかじめ契約担当者から工事費内訳書の提出を求められた場合は、第1回の入札に際し、工事費内訳書を提出しなければならない。
- 10 入札公告又は指名通知に記載した競争入札の日時までに入札場所に到着しない者は、第3項の

規定による場合を除いて、当該入札公告又は指名通知に記載された事項の競争入札に参加することはできない。

11 入札公告又は指名通知に予定価格を示した場合においては、入札の回数は1回とする。

(入札の辞退)

**第6条** 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届(様式第3号)を契約担当者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到着するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出して行う。

3 前項の規定により入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

**第7条** 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札に対する疑義の申し出があつた場合の取扱い)

**第7条の2** 入札前に入札参加者から仕様書等に対する疑義の申し出があつた場合は、契約担当者は、速やかにその旨を当該入札に係る工事、業務等の事業を行う課等の長(会計事務規則第2条第1号及び第2号に規定する課、局及び室の長をいう。以下「事業担当者」という。)に連絡するものとする。

2 事業担当者は、前項の連絡を受けたときは、仕様書等について調査検討し、次の各号により処理するものとする。

(1) 仕様書等が適正であるとき又は予定価格の変更がない軽微な変更があるときは、入札の日程等について検討し、契約担当者にその旨を連絡するものとする。

(2) 仕様書等が適正でないとき又は重大な変更があるときは、入札の延期、取りやめ等について検討し、契約担当者にその旨を連絡するものとする。

(入札の取りやめ等)

**第8条** 入札参加者が連合し、又は不穩の行動を行う等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若

しくは取りやめることができる。

- 2 契約担当者は、前条第2項の規定に基づき事業担当者から連絡を受けたときは、入札を延期し、取りやめ又は中断することができる。
- 3 指名競争入札の場合において、入札辞退により入札参加者が1人となったときは、入札を取りやめることができる。
- 4 第1回の入札を行った結果、入札を行った者全員の入札価格が予定価格以上であった場合は、入札を取りやめるものとする。
- 5 天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることができる。

(無効の入札)

**第9条** 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 2以上の意思表示をした入札
- (10) 予定価格を超える金額を記載した入札
- (11) 入札公告又は指名通知に示した入札書の提出期限を過ぎて提出された入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

**第10条** 入札を行った者のうち契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

- 2 低入札価格の基準を設けた場合においては、前項の規定にかかわらず、最低の価格が当該基準に満たないときは、入札を保留し、別に定める低入札価格調査制度の審査等に基づき落札者を決定するものとする。
- 3 最低制限価格を設けた場合においては、第1項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内

の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

- 4 総合評価方式により落札者を決定しようとする場合においては、第1項の規定にかかわらず、入札公告又は指名通知に示す落札者決定基準により、水俣市にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。

(同一価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

**第11条** 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約保証金等)

**第12条** 落札者は、契約書を作成する場合においては契約書の案の提出と同時に、契約書を作成しない場合においては落札決定後速やかに、それぞれ契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付し、又は契約保証金に代わる担保を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- 2 第4条第2項の規定は、前項ただし書の場合に準用する。
- 3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合においては、現金を契約担当者が指定する金融機関に払い込み、納入通知書兼領収書の写し又はこれに代わる物を契約担当者に提出しなければならない。
- 4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、当該有価証券に保管有価証券納付書を添えて契約担当者に提出しなければならない。
- 5 第4条第4項の規定は、第1項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合について準用する。

(入札保証金等の振替え)

**第13条** 契約担当者において必要があると認めた場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(契約書等の提出)

**第14条** 契約書の案を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内に、これを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに、請書その他これに準ずる書面を契約担当者に提出しなければならない。

(異議の申出)

**第15条** 入札をした者は、入札後、この心得又は仕様書等についての不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(委任)

**第16条** この心得に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この心得は、平成12年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この心得は、施行日以後における契約の申込みの誘引に係る競争入札について適用し、施行日前における契約の申込みの誘引に係る競争入札については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成15年4月1日告示第21号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成20年4月22日告示第32号）

この心得は、平成20年5月1日から施行する。

#### 附 則（平成21年1月7日告示第1号）

(施行期日)

1 この心得は、平成21年2月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(水俣市入札事務処理要綱の廃止)

2 水俣市入札事務処理要綱（平成12年告示第59号）は、廃止する。

(経過措置)

3 改正後の水俣市競争入札心得の規定は、施行日以後における契約の申込みの誘引に係る競争入札について適用し、施行日前における契約の申込みの誘引に係る競争入札については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日告示第 5 3 の 4 号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

公 共 工 事 請 負 契 約 書

1 工 事 番 号                      年 度      第              号

2 工 事 名

3 工 事 場 所      水俣市

4 工              期      着工 自              年              月              日から

完成 至              年              月              日まで

5 請負代金額

| 拾 | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額                      円）

6 契約保証金                      円

上記の工事について、発注者水俣市と請負者                      とは、  
各々の対等な立場における合意に基づいて、水俣市公共工事請負契約約款の各条項及  
び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するも  
のとする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有す  
る。

年              月              日

発注者 水俣市

代表者 水俣市長                      印

請負者 住                      所

商号又は名称

代 表 者 氏 名                      印

様式第2号（第5条関係）

入 札 書

|     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|     | 拾 | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| 金 額 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

工事等番号

工 事 等 名

工事等場所

入札に関する関係規定を承諾のうえ、入札します。

年 月 日

住 所

商号又は

名 称

代表者名

印

水俣市長 様

（備考）

- 1 入札金額の有効数字直前に〒を付すこと。
- 2 入札金額は、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載すること。



様式第3号 (第6条関係)

入 札 辞 退 届

工事等番号：                      年度                      第                      号

工事等名：

上記については、次の理由により入札を辞退します。

入札辞退理由

- 1 手持ち工事（業務）が多く、さらに工事（業務）を受注することが困難である。  
（向こう 箇月程度）
- 2 この工事（業務）を受注した場合、技術者の確保が困難である。
- 3 作業員の確保が困難である。
- 4 公表された予定価格以下では入札することができない。
- 5 その他（ ）

年 月 日

住所  
商号又は名称  
代表者名

印

水俣市長 様

### 注意事項

- 1 辞退理由により、今後不利益な取扱いを受けることはありません。
- 2 辞退理由のうち、該当する番号を○で囲んでください。
- 3 辞退理由1の場合は、受注困難である月数を記入してください。
- 4 辞退理由5の場合は、簡潔に理由を記入してください。
- 5 本書は、入札日前日までに契約担当者に持参又は郵送により提出するか、入札執行中にあっては、本書又はその旨を明記した入札書を入札執行者に提出してください。